

子ども基本法施行後の子ども会議！

愛知県幸田町の子ども会議。子どもの権利に関する条例制定後、毎年ファシリテートさせていただいています。今年は、子ども基本法施行後、初の子ども会議となりました。初の試みをさせていただきました。

☆子ども会議とは

幸田町子どもの権利に関する条例の中に定められており、子どもの意見を聞くという会議です。幸田町の中高生 16 人が集まり、幸田町のいろいろなことについて話し合っていました。

この会議の成果をどのように町政に反映させるか、が課題でした。

☆子ども基本法が施行され…

児童館は、「児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設の 1 つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設 (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jidoukan.html>)」とされています。対象とするのは、18 歳までの子ども全てとなっています。実際は、なんとなく小学校を卒業すると足が向きません。

そこで、今度児童館を新設するのにあたり、幸田町では中高生の意見を聞こう！ということになりました。中高生の意見を聞く場としての、子ども会議となりました。

単純なアンケートではなく、「居場所」について対話し、どんなコトやモノ、ヒトがいればその居場所を実現できるのか？について考えました。

☆発表は議場で！

議員さんの発案で、議場で結果を発表することになりました。発表を聞くのは、子ども施策推進委員、子どもの権利擁護委員のみなさんと、議員の有志の方々でした。

緊張した中でも、提案に込めた想いも込めて発表してくれました。

1 グループ 3 分程度の発表でしたが、ちゃんと言いたいことが伝わり、その裏にある気持ちや理由も伝わってきました。子どもたちが真面目に対話し出てきた提案ですので、とても説得力のあるものになりました。

*アンケートは、表面的な内容になりがちです。Deribareithibu pool という市民の意識を調査する方法があります。事前事後のアンケートと両極端の専門家の意見を聞き、対話することで意識の変化を調査するというものです。無作為抽出の参加者、情報の共有と対話がポイントになっています。この方法の応用編ともいえる今回の子ども会議でした。

